

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
たるときは、そ
の翌日)

◇規 則
鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の施行期日を定める規則

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十三年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の施行期日を定める規則

鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)及び鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の施行期日は、昭和四十三年二月一日とする。